

Title	ケアの倫理における「依存」概念の射程：「自立」との対立を超えて
Sub Title	Range of "dependency" in the ethics of care : beyond the opposition of "independence"
Author	富岡, 薫(Tomioka, Kaoru)
Publisher	慶應義塾大学倫理学研究会
Publication year	2020
Jtitle	エティカ (Ethica). Vol.13, (2020. ) ,p.121- 149
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20200000-0121">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA12362999-20200000-0121</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ケアの倫理における「依存」概念の射程

「自立」との対立を超えて

富岡 薫

## はじめに

本稿は、ケアの倫理で論じられている「依存 dependency」の射程を明らかにすると同時に、依存とそれに対する「自立 independence」の捉え方に関して、一つの視座を提供することを目的としている。そこで本稿では、依存の規範的側面や自立の歴史的意義を考慮しながらも、ケアの倫理における依存概念を分析し、それが自立概念とどのような関係性を持ちうるのか、またケアの倫理において自立概念がどのように扱われうるのかを考察する。

## 第一節 ケアの倫理と「依存」

まず本節では、本稿の問題意識を共有する上で必要な、ケアの倫理の歴史的な背景について、概要を簡単に説明しておく。

ケアの倫理の誕生は一九八二年にまで遡る。その年、アメリカの心理学者キャロル・ギリガンにより、『もうひとつの声』が出版された。その内容は、彼女による従来の発達心理学に対する告発から始まっている。

女性の経験と人間の発達を表すものの中に断絶があることは心理学文

献の至るところで指摘されているが、それは通常女性の発達に問題があることを示しているように思われてきた。しかし、女性が人間の既存の成長モデルに適合し損ねているということはむしろ、人間の発達を表すものうちに問題があること、すなわち人間の条件に関するその考えには限界があること、人生についてのある真実が捨象されていることを示唆しているのではないだろうか。(Gilligan, 1993a, *In a Different Voice*, pp. 1-2/ p. xii, 強調筆者)

私の目標は、その理論を構築する際に放置されてきた集団を用いることで、その説明において見落とされているものに注目を当て、人間の発達に関する理解を拡張することにある。この意味では、女性の経験における辻褄の合わないデータは、新しい理論を生み出すための基盤を提供し、また両性の人生に関するより包括的な見方をもたらす可能性を有するのである。(Ibid., pp. 3-4/ p. xvi, 強調筆者)

ギリガンは、従来の発達心理学理論が、男性の心理学者によって、男性の被験者をもとに、男性の価値基準に合わせて作られており、そこでは女性は無視されているか、いたとしてもその価値判断には低い評価しか与えられていないということを指摘してきた。そこで、従来の発達心理学理論が依拠してきた「正義の倫理 *ethic of justice*」の対抗として彼女が提唱したのが、「ケアの倫理 *ethic of care*」である<sup>1</sup>。

正義の倫理とケアの倫理では、自己と他者の関係性の見なし方が異なっている。ギリガンが行った研究調査では、死にそうな妻のために、お金の無いハインツは薬屋から薬を盗むべきかというジレンマ（ハインツのジレンマ）に対して、被験者である十一歳のジェイクは「盗むべきだ」、同

---

1 一方で彼女は、この二つの倫理は性別に紐づくものではなく、思考様式の相違であることを予め明言している (Ibid., p. 2/ pp. xii-xiii)。

じく十一歳のエイミーは「盗むべきではない、しかし妻を死なすべきでもない」と答えている (Ibid., pp. 25-29/ pp. 40-46)<sup>2</sup>。それは、ジェイクはこのジレンマにおける登場人物を「権利を争う敵同士」として捉え、生命を維持する権利と財産を所有する権利を天秤にかけているのに対し、エイミーはその登場人物を「関係性のネットワークのメンバー」として捉え、コミュニケーションによってその関係性を維持するにはどうしたらいいのかを考えているからである (Ibid., pp. 29-31/ pp. 46-52)。すなわち、ジェイクは「世界を、自らとの関係の中に置く」ように、自分ありきで、そこから出発して平等な権利を持つ他者の存在を想定するのに対し、エイミーは「自らを、世界との関係の中に置く」ように、他者、そして彼らが紡いでいる関係性ありきで、その中に自らが生まれ落ち、その中に自らが絡めとられている状況を想定している (Ibid., p. 35/ p. 58)。このことから示唆されるように、エイミーの思考方法に現れているケアの倫理は、他者との依存関係から出発する倫理だと言われている。

またギリガンは、ケアの倫理は正義の倫理と統合するべきであることを仄めかしてもいる。それは、彼女の「中絶決定に関する研究」において、彼女が、自己犠牲的に他者に対してケアする責任を負おうとする女性たちよりも、(パートナーやその家族、そしてお腹の中の子どもなど) 他者のことを第一に考えつつも、他者の言いなりになるのではなく、自律的に判

---

2 ハイイツのジレンマに関しては、山岸明子 (1995 年、『道徳性の発達に関する実証的・理論的研究』) に詳しい。「ハイイツの妻がガンで死にかかっている。医者は「ある薬を飲めば助かるかもしれないが、それ以外に助かる方法はない」と言った。その薬は最近ある薬屋が発見したもので 50 ドルかけて作って、500 ドルで売っている。ハイイツはできる限りお金を借りてまわったが、半分しか集まらなかった。ハイイツは薬屋にわけを話し、薬を安く売るか、又は不足分は後で払うから 250 ドルで売ってくれるように頼んだ。でも薬屋は「私とその薬を発見した。私はそれを売って、お金をもうけようと思っているのだ」と言って頼みを聞かなかった。絶望したハイイツは、その夜、妻を助けるために薬屋の倉庫に押入り、薬を盗んだ」(Ibid., p. 14)。

断を下し、また自らの権利をも考慮し、他者と自らを平等に取り扱おうとする女性たちの姿を肯定的に評価していることに表れている<sup>3</sup>。彼女は、ケア的な思考がこれらの正義概念を内包することにより初めて、単なる犠牲的な倫理を超えたケアの倫理に到達することを示唆している。

以上のようにギリガンは、今まで無視され、あるいは取るに足らないものとして過小評価されてきたケア的な思考を拾い上げ、正義を考慮しながらも依存関係をベースに価値判断を行うケアの倫理を評価しようと試みてきた。約四十年前に生まれたこの学説は、心理学の垣根を越えさまざまな分野で議論され、また学問領域を越えた一般の人びとにも、多くの共感の声を喚起してきた<sup>4</sup>。そして今でも、ケア-依存関係を再評価しようとする学問的試みは受け継がれている。

その一方で、ケアの倫理はギリガン以来、依存という状態をその理論の基底に置きながらも、論者によっては、依存という概念が含みうる射程にズレがあることも確かであるように思われる。この違和感から出発して、続く第二節・第三節では、ケアの倫理学者の依存概念の内実を分析し、それらを二つに分類していく。

## 第二節 狭義の「依存」——キテイ、フラインマンの視点から——

依存概念に最もその理論の重心をおくケアの倫理学者の一人として、エヴァ・フェダー・キテイが挙げられる。『愛の労働 *Love's Labor*』におけ

---

3 これは、ギリガンのケアの倫理の道徳性発達理論の三視점에現れているが、それについては別稿で詳述したため、ここでの詳論は省く。

4 川本隆史によれば、『もうひとつの声』は「刊行後十五年足らずで六十万部が印刷され、十七ヶ国語に翻訳されるほどの大反響を集め」てきた（川本、2004年、「ケアの倫理と制度」、p. 21）。

彼女の議論は、平等を主張するフェミニストの要求に対する批判の一つである、「依存批判 *dependency critique*」から始まっている。それは、平等を主張するフェミニストが、「平等」という言葉を用いているながらも、依存者や依存労働者の存在を考慮に入れることができていないという批判である<sup>5</sup>。なお彼女は、依存を「自らを生存させ維持していくのに必須の、ある種の能力を欠いている」(Kittay, 2020, *Love's Labor*, p. 48/ p. 108) 状態と定義している。また「依存者」は、援助なしでは生き抜くことや機能することができない者(=被保護者)であり、「依存労働者」は、依存者の世話をする仕事(=依存労働)を行う人びととされている(Ibid., pp. 34-36/ pp. 81-87)。

キテイがその議論において焦点を当てる依存は二つある。一つ目が、人間の条件としての「不可避の依存 *inevitable dependency*」である。その

- 
- 5 キテイによれば、平等を主張するフェミニストの要求には三つの定式がある。第一定式：ジェンダーの差異が、基本的権利や義務の分配、また社会的協働による利益の分割の基礎となるのは、道徳的に不当である。第二定式：すべての主要な制度、とりわけ法においてジェンダー中立政策を実行せよ。第三定式：排除されてきたすべての領域のうちに、女性とセクシュアルマイノリティを包摂せよ。キテイによれば、フェミニストによるこれらの平等要求に対して、「差異批判」、「支配批判」、「多様性批判」、そして「依存批判」という四つの批判がフェミニストからなされている。差異批判は、ジェンダーの差異を無視することが、支配的なヘテロセクシュアルの男性基準に女性の体と生活を適応させようとすることに繋がるとして、第一定式を批判している。支配批判は、ジェンダー中立政策が、男性の支配にほとんど従属していない女性には有効であるが、それは権力の所有に関して男性と女性が社会のうちにそもそも異なっている状況づけられているということは無視しており、根本的には男性の女性支配を終わらせることはないとして、第二定式を批判している。多様性批判は、それらの批判が女性の間の差異を見過ごしてしまっていることを批判している。そして依存批判は、平等主義の構想にはそもそも人間の依存という事実や、それに伴う依存労働が想定されていないとして、第三定式を批判している。詳しくは Kittay (2020, *Introduction to the First Edition*)や、江原由美子 (2011 年、「「依存批判」の射程」、pp. 124-138) を参照。

依存とは、「幼児や幼少期の未発達な状態や、(どんなに便宜が図られた環境においても) その人から機能を奪う病気や障害、そして老いることに伴う衰え」の状態であり、人によっては一定期間、あるいは一生涯に渡ってそのような依存状態になるとされている (Ibid., pp. 34-35/ pp. 81-82)。キティはそのような依存を「良いものでも悪いものでも」なく、「単なる事実」としながらも (キティ、2011年、「ケアの倫理から、グローバルな正義へ」、p. 54)、その状態を積極的に拾い上げることで、不可避の依存に対して肯定的価値を付与している<sup>6</sup>。

また二つ目の依存として、不可避の依存から派生する「二次的依存 secondary dependency (あるいは派生的依存 derived dependency)」(Kittay, 2020, pp. 44-50/ pp. 100-112) も、彼女の議論では重要な論点となっている。二次的依存とは、依存者が依存労働者に依存することに伴い、その依存労働者が、外部から資源を調達しそれをコントロールする権力を有する稼ぎ手に依存せざるをえなくなった状態のことを言う。この状態において、依存者をケアするという多大なる責任を負い、かつ依存者と自らの両方のニーズを満たさなければいけない依存労働者は、弱い立場に陥りやすく、それゆえ暴力や支配や強制を伴った依存関係に巻き込まれやすい。このような二次的依存も、彼女の定義するところの依存の一形態に含まれている。それは、依存労働者が稼ぎ手に対して「劣悪な交渉上の立場にある」(Ibid., p. 48/ p. 108)、すなわち、依存者と依存労働者自身が生きていくための、依存労働者の交渉上の能力が減じられているからである。

そこでキティは、依存者や依存労働者をも平等の対象とみなすべきと

---

6 キティはここで、「依存と考えられるほどの年齢や病気、障害、そして虚弱さが何であるかは、生理学的な制約と同じように、文化的な側面にも規定される」(Kittay, 2020, p. 34/p. 81) と補足する。彼女の例では、足が不自由という点で依存者である人も、車椅子を使い、さらに車椅子に適した環境が整えば、その人は「完全に自立した生活を送ることができるだろう」(Ibid., p. 51 n. 9/ p. 114 n.47, 強調筆者)。

いう批判（依存批判）を行うことで、二次的依存に伴う問題を私的領域の中に覆い隠すのではなく、むしろ正義の枠組みの中で取り扱われるべき問題として提示する。そして彼女は、「自助できない人びとを援助するために、助ける人びとと助けを必要としている人びとを繋げる」（Ibid., p. 116/ pp. 243-244）ドゥーリアという社会構想を提唱している（Ibid., pp. 70-75, 115-118/ pp. 151-163, 242-248）<sup>7</sup>。それは、「情けは人のためならず」という言い回しに表されるように、「困っている人を助ければ、自分が困窮した時にはお返しに誰かが助けてくれるだろう」という、「正確には互恵の関係ではない、しかし入れ子状になった依存の関係を認識する相互依存 interdependence」（Ibid., p. 116/ pp. 243-244）の関係性を表すものである。

また時をほぼ同じくして、マーサ・アルバートソン・ファインマンも、不可避の依存とそれに付随する派生的依存 derivative dependency に着目する中で、そのような依存関係は社会によって直接的に保護されるべきであると述べている。「私たちはみな、子どもの時には依存的であったし、また私たちの多くは、歳を取ったり、病気になったり、障害を負ったりした時には依存的になる」（Fineman, 2004, *The Autonomy Myth*, p. 35/ p. 28）という不可避の依存は、誰もが経験するという意味では普遍的な経験である。それは人類の条件であるがゆえに、個人が生き延びるためには、さらには社会が存続していくためには、そのような依存に対するケアの債務は社会的に負われなければならない（Ibid., pp. 47-48/ p. 42）<sup>8</sup>。しかし実際には、

7 ドゥーリア *doulia* とは、分娩後の母親自身のニーズや他の家事や家族に対する義務に対応するケア提供者「ドゥーラ *doula*」に由来している（Ibid., pp. 115-116/ p. 243）。

8 キテイにおいても、「もし子どもをケアする人がいなければ、どんな社会も世代を越えて存続することができないのは平等に明らかである。子どもと同様に、もし病気や障害のある人、そして虚弱な高齢者のニーズに注意を払う人がいなければ、どんな社会も（中略）まともなままではいられない」（Kittay, 2020, p. 33/ p. 80）というように、依存者をケアする責任の源泉を社会の維持という目的から引き出している箇所が見受けられる。しかし一方で彼女は、ロバート・



「社会は、ケア提供者に対して、そのケア提供を重視し、価値づけ、補償し、それに必要なものを提供するという応答をしてこなかった。社会的に応答される代わりに、不可避の依存は典型的に私的な制度——伝統的な婚姻家族——に割り当てられてきた」(Ibid., p. 38/ p. 32)。加えて家族の中では、〈依存に関する仕事を担うのは女性である〉というジェンダー役割についてのイデオロギーが支配しているにもかかわらず、社会は女性がそのような仕事を引き受け、それにより犠牲を被ることを「個人的な選択」の問題として片付けてきた (Ibid., pp. 40-42/ pp. 34-36)。それに対しファインマンは、「家族の内部に依存が押し込められている状態や、現在の社会制度のもとでは通常ケア提供者に個人的犠牲が強制されているということを、社会は容認すべきなのだろうか」(Ibid., p. 42/ p. 36)と問う。そして彼女は、依存が私事化され隠蔽されてきた、婚姻制度に基づく家族の法的地位を失くし、「現在の婚姻が享受している社会的・経済的な扶助や優遇を、ケア提供者と依存者という新たな家族的な核のつながりに振り向ける」(Ibid., p. 123/ pp. 115-116) ことを提案している。

以上のように、キテイとファインマンは不可避の依存とそこから派生する依存に依存概念を焦点化し、それらを顧みることのない現状の政治制度の不当さを問題としている。キテイによるドゥーリアという社会構想や、ファインマンの現行の法的な婚姻制度の解体とケア単位へ公的扶助を促す政策案は、不可避の依存という誰もが一度は経験する普遍的な事実に基づいた、ケアの社会的な責任追及である。

---

グディンの「脆弱性モデル」を参照しながら、依存者の脆弱性やそこから生み出される依存者のニーズに、依存労働者の応答責任の本質を見出してもいる (Ibid., Chap. 2)。また、依存者ではなく、依存労働者をケアする義務としては、「私たちはみな誰かお母さんの子どもである *we are all some mother's child*」という一般原則によって導かれる、「母親が子どもにするような扱いと同じ、あるいは類似した扱いを、私も受けてしかるべきである」(Ibid., p. 73/ p. 159) というケアされる平等に、その根拠が置かれている。

### 第三節 広義の「依存」——ノディングス、トロントの視点から——

前節では、ケアの倫理の立場から採用される、キテイとフィンマンによるケアの社会的責任論を概観した。そこで前提とされていた依存は、幼児期、高齢期、病気や障害を負った時に経験する、人によっては一時的なものであり、またそこから派生する二次的なものである。次に本節では、依存という概念をより拡大的に捉えるケアの倫理学者の議論を概観する。その際以下では、依存関係とケア関係を同義と見なした上で、ケアの概念定義を軸に依存の射程を確認していく。

ギリガンとともにケアの倫理の先駆者として数えられるネル・ノディングスは、ケアを「人間の生において基礎的なもの」として定義づけている。

ケアを欲してなどいないと主張する人びとも僅かながらにいるだろう。彼らはケアリングのススメに対して、以下のコメントのようにぶっきらぼうに応答するかもしれない。「ケアなど欲していない。尊重してくれ！」または「ケアしてくれる人などいない。一人にしてくれ。私を悩ませないでくれ」と。このようなコメントは、ケアリングを何か煩わしいもの、何か面倒なもの、子どもや依存者に対するものとして理解していることの現れである。しかし、このぶっきらぼうさんに応答するならば、以下のように指摘することができるだろう。あなたは実際、他者からのある種の応答を欲していて、このニーズを敏感に満たす他者は、あなたをケアしていると言われても当然である。

(Noddings, 2002, *Starting at Home*, p. 11)

すなわち、人びとは他者の存在するこの世界に生まれ落ちてしまった限り、他者と関わりを持つ場合だけでなく、関わりを持ちたくないと欲する場合

でも、そのニーズを満たすような他者の配慮＝ケアを必要としている。さらに彼女は、ニーズという概念が権利という概念よりも基礎的であるということも示唆している。すなわち、「権利は表明されたニーズ（や欲求）として始まるのであり、そして権利が権利となるのは、権利を主張する者がそのニーズを満たす力を最終的に行使できた時である」（Noddings, 2015, “Care Ethics and “Caring” Organizations”, p. 72）。

ノディングスと同様に、ジョアン・トロントはケアをヘルスケアや育児、介護に限定するようなことはしない。彼女の定義によると、ケアは「私たちができるだけよく生きられるよう、世界の維持、持続、そして修復のために行うすべてのことを含む人類の活動」であり、「私たちの生活の至る所に現れる」ものである（Tronto, 2015, *Who Cares?*, p. 3）。確かに、若い時や年老いた時、そして衰弱した時に私たちがケアを受けるのは真実であるが、また私たちは日々の生活においても、衣食住を準備し、この世界の中でできるだけよく生きられるように、他者だけでなく自らをもケアし、また他者からケアされて生きているのも真実である（*Ibid.*, p. 8）<sup>9</sup>。しかし彼女が危惧するのは、「今日、私たちはこの広くてもっとも一般的なレベルにおけるケアについて、普通考えることはない」ということである（*Ibid.*, p. 3）。そこで彼女は、まず身近なところからケアについて考えることを提唱する。「家事においてケアはどのように分配されているだろうか？それは公平か？公正か？よりよくケアすることを妨害しているものは何であるのか？」「職場はどのようにケアしているだろうか？学校は？礼拝所は？クラブは？」このように考える中で、「私たちはより良いケアリングをする際の、より大きな社会的・政治的な制度の障壁を認識するようになる」（*Ibid.*, pp. 33-34）。

---

9 このことを、トロントは依存という言葉において以下のように表している。「現実では、あらゆる人間は相互依存しており、その生涯を通じて異なった程度で他者のケアに頼っている」（Tronto, 2013, *Caring Democracy*, p. 26）。「依存は、生まれてから死ぬまでの人間の条件を指し示している」（*Ibid.*, p. 94）。

そして、そのようなケアに対する認識の変化が、民主主義そのものを変革していく。すなわち、「日々実際の市民を刺激し、彼らの関心を集めている諸問題に、政府が近づくようになるので、政府と市民の間のギャップは解消する」(Ibid., p. 40) のである。最終的に、彼女が理想とする、実現されるべき民主主義の形態こそが、「ともにケアすること caring with」である。これは、ケアリングの原理<sup>10</sup>にコミットし、またそこから利益を受けるような生を送る市民からなる政治形態を描いている (Ibid., p. 14)。このように、市場優先的の市民からケア優先的の市民へ、そして市場優先的の民主主義からケア優先的の民主主義へ移行することで、ケアする民主主義 caring democracy が達成されることが示唆されている。

以上のように、キテイやファインマンとは異なり、ノディングスやトロントは、ケアを、人びとの毎日の生を成り立たせる、すべての人びとに関連する事柄として捉えている。そして私たちは、自らが他者から認識されている限りにおいて、一瞬たりともそのネットワークから抜け出すことができない。この理解は、私たちが巻き込まれているすべての関係性を、ケア関係、すなわち依存という観点から再考することを促すであろう。

#### 第四節 ケアの倫理における「自立」の可能性

前節においてケア-依存を広範に捉えるノディングスとトロントの見解を概観することにより、本稿では、依存を巡るケアの倫理学者の見解を、

---

10 これは、ケアリングの四つの局面についてであり、トロントはそれらを以下のように説明している (Ibid., pp. 5-7)。①ケアに関わること caring about : ケアのニーズを同定すること、②ケアを向けること caring for : ケアする責任を負うこと、③ケアを与えること caregiving : 実際にケアを施すこと、④ケアを受け取ること care-receiving : ケアを受けた人から応答を受けること。そして、第五の社会的な段階が、ともにケアすること caring with である。

その概念を狭い意味に焦点化して採用するものと、広義に解釈するものに分類してきた。ケアの倫理では一括りにされてしまいがちな「依存」という概念であるが、筆者はその二つの視点を分類した上で、この両方の視点が、ケアの倫理には欠かせないと理解している。例えば、後者のように、すべてを「依存」として表すだけでは、とりわけ対処されなければならない依存を逆に見えなくしたり、またさまざまな種類のある依存にそれぞれ応答するための適切な対処方法を見定め損なったりすることにも繋がりがかねない。そのため、それぞれの依存の源を探り、分類し、特定の依存問題にとりわけ着目することも、同時に重要となるだろう<sup>11</sup>。しかし一方で、前者のように、依存の射程を狭く焦点化して着目する場合には、それによる弊害にも敏感でいなければならない。それは、依存 *dependency* と対立的に捉えられる、自立 *independence* という概念についてである。

ファイマンは不可避の依存とそこに付随する派生的依存に特化した理論構築を行っているが、彼女は予め、依存という用語は「単純で一元的な考えからは程遠い——それは多くの異なった形態を潜在的に取りうる、複雑で多角的な概念であるとして理解されるべきである」(Fineman, 2004, p. 35 / p. 29) という断りを入れている。それは彼女が、「自律 *autonomy*」「自立 *independence*」「自足 *self-sufficiency*」を目指すと同時に、その反意語である依存 *dependency* や公的扶助 *subsidy* にスティグマを付与しているアメリカの政策や人びとの価値判断を問題視し、かつ婚姻家族は国庫に依存

---

11 脆弱性 *vulnerability* の研究においても、「脆弱性のさまざまな源泉や、脆弱性が現実化するさまざまな仕方を同定することにより、私たちは人間の脆弱性に対する適切な道徳的諸応答を知ることができるようになる」という理解から、脆弱性の概念分析が進められている (Rogers et al., 2012, “Why Bioethics Needs a Concept of Vulnerability”, p. 12)。この点に関して筆者は、依存の普遍性を指摘する存在論と、時にはある特定の個人や集団を最も依存的な者としてラベリングする文脈依存的な分類の間に、絶妙なバランスがあることを指摘するジャッキー・リーチ・スカリーの説に同意している (Scully, 2014, “Disability and Vulnerability: On Bodies, Dependence, and Power”, p. 219)。

している公的に扶助を受けた制度であるとは認識されていないという矛盾を突きつけていることが、彼女の議論の始まりであることから窺える (Ibid. p. 8, p. 28/ p. 5, p. 23)。そして彼女は、「私たちの複雑な現代社会の中で、多くの試みが（ひょっとするとどんな試みも）自律的かつ自立的な仕方ではなされうと考えるならば、それは思い違いである」 (ibid. p. 33/ p. 27) と自立の非現実性を喝破することで、依存という状態にスティグマを付与させないように牽制している。そしてそこから、彼女の議論の主題は、ケア単位への公的扶助の提言へと移っていくのである。

一方でキテイは、依存を不可避の依存や二次的依存に焦点化することにより、〈幼児期や老衰後でなければ、また病気や障害を負っていないければ、私たちはその時点では自立している〉と言うことができる可能性を残したままである。確かに『愛の労働』においては、キテイが広義の依存にも目を配っていると思われる箇所も見出せる<sup>12</sup>。しかしその一方で、彼女の議論の中には〈自立した人間が事実として存在している〉ことを想起させるような記述も散見される<sup>13</sup>。これは、依存の射程を狭く捉えること

- 
- 12 例えば、極度の依存に依存を焦点化することに対する（キテイ自身が想定する）批判、すなわち「私たちはみな相互依存 *interdependent* している」ではないかという主張に対して、キテイはそれを否定することはしていない (Kittay, 2020, p. xii/ pp. 12-13)。また、拡張された意味での依存労働に関する議論 (Ibid., pp. 41-44/ pp. 95-100) や、以下の記述も参照。「実際には、自立している人がいないことを私たちは知っている。私たちはみな依存している——私たちそれぞれの運命は、他者の運命にかかっているのである」 (Ibid. p. 194/ p. 403)。「依存労働は、依存労働者の派生的依存をもたらすが、すべての雇用は何らかの依存を含んでいる。稼ぎ手は雇用主に依存しており、ましてや当然、ある種の技能、サービス、製品に市場性を与える経済にもかなり依存している。賃金労働者は、彼／彼女自身が入れ子状の中にいる——賃金労働者は雇用主に依存しているのであり、そしてその雇用主は市場に依存し、また金利や国際競争などのような特定の形態の経済構造や経済力に依存しているのである」 (Ibid., p. 147/ p. 307)。
- 13 キテイの以下の記述を参照。「被保護者は、その依存ゆえに、より自立している人がそうはならない仕方、依存労働者の行為に脆弱である」 (Kittay, 2020,

が<sup>14</sup>、〈依存していない、すなわち自立している人間がどこかには存在する〉ということ暗に指し示してしまうことの弊害を表している。

また、彼女は狭義の依存に焦点化する自身の議論の目的を、「私たちの自立という虚構を切り裂くほどの鋭いメスを見つけること」(Kittay, 2020, p. xii/ p. 13) と述べ、さらには「依存を含んだ平等を構想するには、自立や自立といった理念の神話が取り去られなければなりません」(Kittay, 2011年, p. 54) という、「自立神話」を唱えてもいる。しかし、依存を狭義に焦点化するという戦略は、〈自立した人間を前提とした理論が、依存者や依存労働者を包摂できていないことを批判する〉こと(依存批判)に対して有効なものであり、さらにその一歩先を行き、〈その理論で前提とされている自立した人間は本当に自立しているのかを問う〉には、キテイも以下の引用で混同するように、広い意味での依存概念が必要となってくる。

自立的な市民という理想に適う個人は、自分に依存している者のケアを誰かに頼ることによって、また、将来自分にケアが必要になれば誰かがケアしてくれると知っていることによって、「自立」しているのです。しかし、この「自立した者」の依存は、公的には隠されていない

---

p. 38/ p. 88)。「核家族内では、家族内の依存労働者は、家庭の外でのみ入手可能な必要資源へのアクセスを提供するその他の非依存者 nondependents と、強調的対立の関係にある」(Ibid., p. 46/ p. 104)。「彼女[セーシャ]は決して自立しないだろう」(Ibid., p. 187/ p. 392, □ 内筆者)。また、本稿の注6の引用も参照。

- 14 広範囲の意味において私たちが常に何かに依存しているという事実に反して、ケアの倫理学者やフェミニストのアプローチを採用する理論家が依存の射程を狭く捉えがちであるという指摘は、他の論者からもなされている(Nedelsky, 2011, *Law's Relations*, pp. 27-30/ Scully, 2014, "Disability and Vulnerability", pp. 214-217)。また、キテイにおける厳格な依存概念と他の論者における複雑で多角的な依存概念の変遷と対比については、Fine and Glendinning (2005, "Dependence, independence or inter-dependence? Revisiting the concepts of 'care' and 'dependency'")を参照。

ければなりません、さもないければ、自立とは神話にすぎないことが、あからさまになってしまうでしょう。(Ibid., p. 54)

「自立的な市民という理想に適う個人」は、キテイの定義における依存者や依存労働者ではない。しかし、そのような自立的個人も、実は誰かに／何かに依存することによって、自立している（ように見えている）のである。自立した個人の自立は見せかけであることを喝破するには広い意味での依存概念が必要であり、狭い意味での依存概念は、むしろ〈自立した人間〉という虚構を助長する可能性があることには、留意されなければならない<sup>15</sup>。

実際に、依存を語る論考の中には、依存の射程を狭く捉えることで、依存と対立的に捉えられる自立概念を積極的に残しているものも見出せる<sup>16</sup>。しかし、依存と対立的に取り扱われる自立概念を残しておくことには、二つの弊害が伴う。第一に、自立の可能性が残された世界においては、

- 
- 15 キテイは後の論文において、不可避の依存だけでなく、「抜け出せない相互依存 inextricable interdependence」にも着目し、「相互依存から抜け出せないことを考えれば、私たちは決して完全には自立していない」(Kittay, 2015, “A Theory of Justice as Fair Terms of Social Life given Our Inevitable Dependency and Our Inextricable Interdependency”, p. 55) と述べている。しかしここでは、彼女が相互依存を多義的に用いていることが問題となる。すなわち、その語は〈労働者は上司に依存している〉というような広義の依存の射程でもって用いられている場合もあれば、〈依存者や依存労働者は二者以上の関係を必要としており、それゆえ社会はケア提供の責任を共有しなければならない〉という意味で用いられている場合もある (Ibid., p. 57)。そして後者を採用する場合には、依存者や依存労働者にケアを与える者の自立は不問に付されたままである。
- 16 例えば以下を参照。マリリン・フリードマンは、「自立とは依存の比較的低い程度として理解されるべき」(Friedman, 2014, “Relational Autonomy and Independence”, p. 56) と述べ、またスーザン・ドッズは「他者のケアによって支えられる幼児や子どもは、多くの場合において一連の能力を発達させ、そのおかげでもはや依存しなくなる」(Dodds, 2014, “Dependence, Care, and Vulnerability”, p. 185) と述べている。



〈自立していること〉が人間としての当たり前の状態であるという認識を払拭することは難しい。すると、(キテイが言うところの) 依存者や依存労働者はイレギュラーな状態にあるマイノリティとして不可視化される恐れがある<sup>17</sup>。第二に、フィンマンが危惧するように、それらの概念を対立的に捉えることにより、依存者や依存労働者へスティグマが付与されるという懸念がある。というのも、そのような自立の考えが残った世界においては、依存状態から自立をすることが目指されがちだからである。すなわち、そのような世界では依存よりも自立に価値を置くという序列は変更されず、依存者や依存労働者はできるだけ早く自立するように急かされ、自立できない者には負の烙印が押されることとなる。さらにそのようなスティグマは、依存者に対するさらなるスティグマを呼び起こすことに繋がる。ジャッキー・リーチ・スカリーによれば、依存者に対する強いネガティブなイメージは、依存者の選択や意見を尊重するに値しないと見なしたり、また選択したり意見を言ったりすることすらできないと見なしたりする私たちの偏見に繋がっている (Scully, 2014, “Disability and Vulnerability”, pp. 209-210)<sup>18</sup>。

自立という考えを残すことによる〈依存者と依存労働者の無視〉と

---

17 ファインマンは後の論文において、依存を狭い意味で捉え、「依存は私たちのほとんどにとっては一時的であり、かつある程度は個人のレベルにおいて変わるため、主流の政治・社会理論家たちはそれを都合よく無視しうるし、実際にはしばしばそうしている」(Fineman, 2008, “The Vulnerable Subject”, p. 11) と警鐘を鳴らしている。そして彼女は、依存よりも包括的な概念である「脆弱性」概念を用いることを提唱している。しかし脆弱性が普遍的で包括的な概念でありうるのならば、そこから起因する依存も、脆弱性と同様に広い射程を持ちうるのではないだろうか。

18 スカリーは障害者の依存(と脆弱性)に焦点を当てて議論を進めている。例えば、障害者がレストランに来店した際に、店員がその人ではなく、その付き添いの人に「彼は砂糖要りますか? Does he take sugar?」と聞いてしまう事例が挙げられている。これは、ある人のある一つの障害が拡大されて、その人は他の障害も持っているだろうと偏向してしまう事例である。

〈依存状態の蔑視〉というこれら二つの懸案事項は、ギリガンが当初その試みにおいて乗り越えようとしていたものである。自分が誰かに依存しているという事実、そして誰かに依存しているという認識から出発するケア的な思考方法は、無視されていいものでも、過小評価されていいものでもなかったはずである。しかし依存を狭く捉えることで自立概念を温存してしまうような議論は、ケアの倫理がその基盤とするはずの依存という状態を、公正に認識・評価することを損なってしまう恐れがある。

以上を鑑みると、ケアの倫理では特定の依存に着目することも重要であるが、同時に自立という考えを無効化し、自立と対立的には表されることのない、ノディングスやトロントが示唆するような広範な意味での依存概念が必要となる。ここで、当事者研究を行う熊谷晋一郎のあるストーリーを参照する。彼は、東日本大震災の時の出来事を以下のように振り返っている。彼は痙直型の脳性麻痺を持ち、車椅子で生活をしているのであるが、震災時にはエレベーターが止まり、五階の研究室から逃げ遅れてしまったそうである。彼はその出来事を以下のように解釈する。すなわち、健常者はエレベーター、階段、はしごという三つの依存先があるのに対して、彼には依存先がエレベーターしかなかった。健常者は何にも頼らずに自立しているように見えるが、真実は逆であり、さまざまなものに依存して、ひとつひとつへの依存度を浅くしているがゆえに、何にも依存していないかのように錯覚しているのである。彼はこのような経験から、自立を「私は何にも依存していない」と感じられる状態」と定義し、「自立を目指すなら、むしろ依存先を増やさないといけない」（熊谷晋一郎、2014年、「自立は、依存先を増やすこと 希望は、絶望を分かち合うこと」と提唱している。

すなわち、「一人で逃げることができる」という、一見自立しているように思われる一つの事例をとっても、そこには「エレベーターに乗る」「階段を使う」「はしごで降りる」というような、無数の依存先が存在している。このように、誰にも何にも依存していないという意味での自立が幻

想であるということ突きつけた上で、ケアの倫理は多様な依存関係をもとにした理論構築を行うべきである。その理論で中心となるのは、自立した人間ではない（自立した人間はいない）。そうではなく、ケアの倫理は、ハイントのジレンマのエイミーが他者や関係性に世界の起点を置くように、「まず傷つきやすい身体があり、そうした身体に呼びかけられた者たちが、依存を中心とした関係性のなかに包摂されていく」（岡野、2012年、『フェミニズムの政治学』、p. 248、強調筆者）依存ベースの倫理理論を構築する必要がある。そして、ギリガンがケアの倫理においても正義概念を捨てないように、依存をベースにすることによって初めて、ノディングス曰く、権利を理解できるようになり、トロント曰く、民主主義が変革されるようになり、また後にキテイも言及するように、「ケアの倫理によって導かれた」「公正で民主主義的な社会」（Kittay, 2015, “A Theory of Justice as Fair Terms of Social Life given Our Inevitable Dependency and Our Inextricable Interdependency”, p. 52, p. 59）が実現されるようになるのではないだろうか。

## 第五節 「依存」と「自立」の諸側面 —— 「自律」の考察に向けて——

前節において、ケアの倫理では依存に対する狭義のパーспекティブと広義のパーспекティブの両方が重要であるが、特に不可避の依存とそこから派生する依存という狭い意味において依存を用いる場合には、その対立となりうる自立という考えを同時に無効化し、依存の拡大的な視点にも留意する必要があることを述べてきた。

上記まででケアの倫理における依存の肯定性と自立の否定性を述べてきた一方で、本節では最後に、事実としてある依存を倫理的な観点から峻別する規範性の問題や、自立という言葉が持っていた歴史的な意義について、簡単に触れておきたい。

第一に、ケアの倫理においては、事実存在しているさまざまな形態の依存は、倫理的観点から分類されている。すなわち、ケアの倫理は依存的な人間像をその理論の根底においているが、それはケアの倫理があらゆる依存を肯定的に評価しているという意味ではない。例えば、第一節で示唆されている通り、ギリガンは女性に自己犠牲を課す依存関係よりも、女性の権利が蔑ろにされることなく、女性の自律が守られるような依存関係に、理想としての倫理的評価を与えている。また第二節で確認した通り、キテイは暴力や支配や強制を伴った二次的依存は正義論で取り扱われるべき問題、すなわち解消されるべき関係性であり、その逆に、ドゥーリアに基づく抑圧を伴わない相互依存が目指されるべき関係性であることを述べている。これは、小西真理子が鋭く指摘するように、ケアの倫理は良いケアと悪いケアの線引きを行うことで、依存関係にある種の規範を提示しようとしてきたことを意味する（小西、2016年、「ケアの倫理に内在する自立主義」、pp. 274-275）<sup>19</sup>。

小西がここで警鐘を鳴らすのは、〈ケアの倫理において良い依存関係を措定する〉ことに伴う排他性の問題である。彼女は、従来のケアの倫理学者によって否定されるような「共依存関係に取り込まれた人びとの現実を注視し、そこで生じている関係性を文脈依存的に考慮したとき、はたして一概に否定的な評価のみを与えて完結させられうるのか」（Ibid., p. 275）と、疑問を投げかけている<sup>20</sup>。すなわち、本来ケアの倫理は、規範から逸

---

19 小西は、ケアの倫理が「自他未分化性」「自己犠牲性」「支配性」「病理性」を内包している依存関係を否定的に捉えていること、すなわちケアの倫理は従来の倫理学理論に異議を唱え、依存を肯定してきたにもかかわらず、暗に「相互依存しつつも自立している個人」（小西 2016 p. 273）を前提としてきたことを、批判的に捉えている。小西はこの事態を、ケアの倫理には自立主義が内包していると分析しているが、筆者はこれを自律にまつわる問題として捉え直す。ケアの倫理における自律の意義や問題点に関しては、別稿に記す。

20 共依存とケアの倫理に関する小西の議論については、小西（2017年、『共依存の倫理』）を参照。

脱し、取るに足りないものと見なされてきた声を個別具体的に・文脈依存的に拾い上げてきた倫理学である。しかしそれに対して、良い依存関係という規範に訴えかけることにより、ケアの倫理も従来の正義の倫理と同様に、ある種の声を聞くに足りないものとして排除してしまう可能性があるという懸念である。

その一方で、ケアの倫理が良い依存関係という規範を指定するのは、それがフェミニズムの一潮流を成すことの必然的帰結でもある。ギリガンは後に、ケアの倫理は「純粋な女性という十九世紀の理想や、女性のケアのロマン化」の話ではなく、「無私の女性らしいケアという慣習によって動機付けられた行為が、危害や裏切り、そして孤立をもたらすという認識」に立った、「中絶することを選択する二十世紀の女性たち」の話であるとしている（Gilligan, 1993b, “Reply to Critics”, pp. 208-209）。またキティの第一の関心は、誰もが経験する人間の条件としての不可避の依存という事実を明るみに出すことにより、そこから引き起こされる不正な二次的依存を産出する社会構造を変革することにある。このように、〈猥身的で自己犠牲的な女性像〉と〈そのような女性のあり方を強制させる社会構造〉にメスを入れるためには、〈そこではどのような依存関係が問題となっており、それをどのような依存関係に変えていくべきなのか〉を考えなければならない。すなわち、ある人を不正な状況から救いだし、保護するためには、ケアの倫理であっても／であるからこそ、依存関係に規範を持ち込まなければいけないという局面が存在する。

もちろん、ケアの倫理が良い依存関係を指定する際には、そこで良い依存関係として汲み取られなかったものが何であるのかに関して注意深くあらねばならないし、また悪い依存関係とされたものに、個別の事情を捨象して一概に介入したりすることは必ずしも良いとは言えない。ケアの倫理には、抑圧的な状況に置かれた人びとを保護する上で規範に訴えなければいけない局面がある一方で、その規範がときに暴力的に一定の人びとを排除する可能性があることも考慮されなければいけない。そしてまた逆に、

あらゆる人の声を聞こうとすることが、どのような状況においてある特定の人びとを保護し損なうのかについても、ケアの倫理は敏感でいなければならないだろう。ケアの倫理は、〈声を拾う〉ことと〈規範を設ける〉ことという、両立し難い二つのアプローチを（おそらく多くは無意識的に）使い分けながら、人びとを危害から守るための議論を重ねてきた<sup>21</sup>。

以上のようなケアの倫理の性質からして、本節で確認しておくべきは、ケアの倫理は人間の依存という事実を前提として置き、今まで抑圧され聞き取られてこなかった女性の声を掬い上げてきた一方で、同じフェミニズムの使命のもと、あらゆる依存関係に肯定的評価を与えてきたわけではないということである。

第二に、前節では自立を批判的に考察したが、一方で自立が歴史的に大きな意義を持っていることについては、ケアの倫理を離れて少し触れておく必要がある。以下、立岩真也による「自立」という言葉の変遷を辿る

- 
- 21 ケアの倫理のこの二面性は、岡野八代の洞察にも現れていると筆者は考える。彼女はケアの倫理に二つの役割を見てとっている。一つ目は、「傷つきやすい者を守ること **Protecting the vulnerable**」、すなわち、傷つきやすい存在をケアすることで、実際の危害を避ける」（岡野、2012 年、p. 315）という「保護」の役割である。そして二つ目は、「傷つきやすい存在のニーズが誰からも応答されなかったためにその生が危険にさらされたり、直接的に暴力を受けたりした最悪の場合には、過去に遡り、危害を特定し、断ち切られた過去とを結ぶ糸を紡ぎ直しながら、傷を癒し回復を目指すための新しい「現在」を創造しようような関係性を、ひととひととの間に築かなければならない」（岡野、2012 年、p. 316）という、「修復」の役割である。すなわち、ケアの倫理は第一に、脆弱性を抱える人びとを危害から守ることを目標としなければならず、第二に、それでも危害を被ってしまった人びとの傷を修復するように努めなければならない。以上からケアの倫理では、第一の原理より、人びとを危害から守るためには、その危害を形作っている悪い依存関係と、規範となりうる良い依存関係とが区別されなければならない、そして第二の原理より、すべての声は聞かれるべきであり、傷を負った者は排除されることなく応答されなければならないということが導かれるであろう。

ことをきっかけとして、その意義を明らかにしていく<sup>22</sup>。

まず、一つ目の「自立」には、「職業的自立」「経済的自立」という意味がある。これは、安定した職につき、経済的に他人に依存せずに暮らすことを意味し、しばしば公的扶助や福祉サービスの目標とされている。二つ目の「自立」は、「身辺自立」「日常生活動作（ADL: Activities of Daily Living）自立」である。これは、職業的自立の前提ともされるが、職業的自立が不可能な場合には、この意味における自立が代替的な価値を持つとされている。そして三つ目の「自立」が、日本では一九七〇年代初頭から始まった、障害者による「自立生活運動 Independent Living Movement」で目標とされる、「自己決定権の行使としての自立」である。

自立生活運動とは、障害者が〈家族のもと（親もと）で暮らす〉のでもなく、〈施設の中で暮らす〉のでもなく、介助者の助けを借りながら〈地域で暮らす〉という、当事者自身によってもたらされた運動である。ここには、職業的自立や身辺自立が困難な障害者が、家族の責任のもとに保護され、または施設に隔離されることを余儀なくされてきたという歴史がある。それに対し、親もとを離れ、また施設の中で生活を管理されるのでもなく、障害者自身が、自分の生活を、自分の責任のもとで、自分の意志で決定し、自分で切り開いていこうとするのが、自立生活運動である。そこには、自立生活をする障害者が、それを日々実現していくために、自らを締め出してきた健常者の社会やその意識を糾弾し、「自立」の名の下に当たり前の権利を要求し獲得してきたという、実質的な生存を賭けた痕跡がある。そしてまた自立生活運動には、健常者にある、または障害者「自らにある自らを否定する観念を振り切ろうとするもの、そして各地の障害者自身に自らを肯定することを呼びかけるもの」（立岩、1990年、「はやく・ゆっくり」、p. 271）という、自らの存在価値を再提起する側面

---

22 以下、自立の三区分については、立岩（1999年、「自立」、pp. 520-521）と、立岩（2008年、「自立支援」、pp. 662-663）を参照。

もある。

概してこのような自立生活運動の理念は、職業的自立や身辺自立のような「伝統的な自立観の問題性を鋭く指摘し、身辺自立や経済的自活の如何にかかわりなく自立生活は成り立つ、という新たな自立観を提起した」（定藤、1993年、「障害者福祉の基本的思想としての自立生活理念」、p. 8）。もちろん、自立生活をする障害者も、一日のうちに一定時間、あるいは二十四時間介助を必要としており、その意味では誰かに依存し支えられながら生きている。しかし、それでも「自立」という語を用い、それを旗印にしてきたのには、抑圧的な依存状態から脱出し、「自立」しているとみなされる健常者と同じ当たり前の権利を要求すると同時に、「自立」が良しとされる社会において、〈障害者だから自立できない〉という、社会からの、そして自らにも内面化されている否定的レッテルに対抗するという意味があったのだろう。「自立」概念には、自分自身という存在のために社会に対して何かを求めてきた歴史が存在する」（真鍋、2020年、「自立」概念の歴史の変遷と現代的意義の検討」、p. 184）のであり、自立生活運動においては、「自立」という言葉が、自らの生きたい生を実現し、また自らの生をかけて社会的不正義に対抗する、実質的・精神的支柱になってきたということは、ここに付言する<sup>23</sup>。

本稿第四節までの目的は、ケアの倫理においては「依存」がその理論の基盤となっていることを確認しながら、それと対立的に捉えられる「自立」という考え方を無効化することにあつた。一方で本節では、ケアの倫

---

23 この自立生活運動の話題においてもまた、第四節で確認したように、自立に価値を与えそれを継承することによる、依存状態の無視と蔑視の問題は常についてまわる。それは、重度の知的障害の娘を持つキティが言及するように、「深刻で重度の認知障害を持つ子どもの親にとって、成長のゴールの一つとして自立生活はありえない。生涯に渡って依存をすることは、明らかに避けられないであろう」（Kittay, 2020, p. 179/ p. 376）からである。障害と自立を巡るキティの考察については、Kittay (2019, *Learning from My Daughter*, Chap. 6) も参照。



理においてもあらゆる依存が肯定されてきたわけではないこと、そして自立という言葉にも歴史的な意義があったことを確認した。そして本節の二つの事柄は、自立ではなく、「自律 autonomy」を巡る依存関係の問題としても捉えることができると、筆者は考えている<sup>24</sup>。依存と自律を巡る議論は近年活発になされており、ケアの倫理においてもそのような自律概念が役に立つ部分もあるだろう。一方で、自律は多くを背負った概念であり、またケアの倫理に自律という規範を持ち込むことの弊害も考慮すると、この概念は極めて慎重に扱う必要がある。ケアの倫理における自律の議論に関しては、別稿で改めて取り上げる。

## おわりに

本稿では、ケアの倫理学者のそれぞれのアプローチを、依存概念の射程という観点から二つに分類した。不可避の依存とそこから派生する依存に特化した狭義の依存概念から導かれるキテイやファインマンの議論に関しても、人間のすべての関係性をケア-依存関係とみなすノディングスやトロントの議論に関しても、ケアの倫理においては双方の視点が重要であるように思われる。しかし依存の射程を狭めるあまりに、それと対立的に捉えられる自立概念を残してしまったままでは、依存が不可視化され、スティグマを負うという事態は免れられない。ケアの倫理は、自立が幻想であるということを暴いた上で、依存をベースにし、そしてそれによって正義概念をも作り変えるような倫理理論を構築する可能性に開かれている。

「「依存」的な家族関係を仕方ないことだと半分は受け容れつつも「自

---

24 「自己決定権の行使としての自立」を自律と捉えることは可能であるだろう。しかし、自立生活運動では第一に、自律という理念ではなく、「親元や施設から離れ、ひとまず一人で暮らす」という具体的な生活が目指されていたことは、改めて確認しておく（立岩、1999年、p. 521）（立岩、2008年、p. 662）。

立」できない自分を責めながら生きてきた」(林、2011年、「脆弱性を抱えて生きる」、p. 139)、そのような人は多いのではないだろうか。しかし林葉子が指摘するように、人は力ではなく、弱さや傷つきやすさを介して繋がるものであり、そしてその中から新しい命が生まれてくるのも事実である (Ibid., p. 141)。そのような弱さや傷つきやすさゆえにもたらされる依存という状態を、「「惨め」と感じる自らの心性そのもの」(Ibid., p. 142)と、そのように感じさせる社会のあり方それ自体を問い直す可能性を、ケアの倫理は秘めている。

## 参考文献

本稿で引用した以下の海外文献のうち、邦訳があるものに関しては、それらを適宜参考にしながら訳出した。

Dodds Susan, 2014, “Dependence, Care, and Vulnerability”, *Vulnerability: New Essays in Ethics and Feminist Philosophy* (Edited by Mackenzie Catriona, Rogers Wendy, and Dodds Susan), pp. 181-203, Oxford University Press.

江原由美子、2011年、「「依存批判」の射程」、『ケアの倫理からはじめる正義論——支えあう平等』(著：キテイ・エヴァ・フェダー、編・訳：岡野八代、牟田和恵)、pp. 124-138、白澤社。

Fineman Martha Albertson, 2004, *The Autonomy Myth: A Theory of Dependency*, The New Press. [=ファインマン・マーサ・アルバートソン、2009年、『ケアの絆——自律神話を超えて』、岩波書店。]

——, 2008, “The Vulnerable Subject: Anchoring Equality in the Human Condition”, *Yale Journal of Law & Feminism*, Vol. 20 pp. 1-23, Yale Law School.

Fine Michale and Glendinning Caroline, 2005, “Dependence, independence or inter-dependence? Revisiting the concepts of ‘care’ and ‘dependency’”, *Aging &*

- Society*, Vol. 25 pp. 601-621, Cambridge University Press.
- Friedman Marilyn, 2014, “Relational Autonomy and Independence”, *Autonomy, Oppression, and Gender* (Edited by Andrea Veltman and Mark Piper), pp. 42-60, Oxford University Press.
- Gilligan Carol, 1993a, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women’s Development*, Harvard University Press (First edition published by Harvard University Press 1982). [=ギリガン・キャロル、1986年、『もうひとつの声——男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ』(監訳：岩男寿美子)、川島書店。]
- , 1993b, “Reply to Critics”, *An Ethic of Care: Feminist and Interdisciplinary perspectives* (Edited by Larrabee Mary Jeanne), pp. 207-214, Routledge. (Reprinted by permission from *Signs: Journal of Women in Culture and Society*, Vol. 11 pp. 324-333, The University of Chicago Press, 1986.)
- 林葉子、2011年、「脆弱性を抱えて生きる」、『ケアの倫理からはじめる正義論——支えあう平等』(著：キテイ・エヴァ・フェダー、編・訳：岡野八代、牟田和恵)、pp. 139-142、白澤社。
- 川本隆史、2004年、「ケアの倫理と制度——三人のフェミニストを真剣に受け止めること——」、『法哲学年報』、第2003巻 19-31、235頁、日本法哲学会。
- キテイ・エヴァ・フェダー、2011年、「ケアの倫理から、グローバルな正義へ——二〇一〇年一月来日講演録」、『ケアの倫理からはじめる正義論——支えあう平等』(著：キテイ・エヴァ・フェダー、編・訳：岡野八代、牟田和恵)、pp. 53-62、白澤社。
- Kittay Eva Feder, 2015, “A Theory of Justice as Fair Terms of Social Life given Our Inevitable Dependency and Our Inextricable Interdependency”, *Care Ethics and Political Theory* (Edited by Engster Daniel and Hamington Maurice), pp. 51-71, Oxford University Press.
- , 2019, *Learning from My Daughter: The Value and Care of Disabled Minds*,

- Oxford University Press.
- , 2020, *Love's Labor: Essays on Women, Equality and Dependency*, Routledge (First edition printed by Routledge 1999). [=キテイ・エヴァ・フェダー、2010年、『愛の労働あるいは依存とケアの正義論』、白澤社。]
- 小西真理子、2016年、「ケアの倫理に内在する自立主義——相互依存・依存・共依存の検討を通じて——」、『倫理学年報』、第65巻 pp. 265-278、日本倫理学会。
- 、2017年、『共依存の倫理——必要とされることを渴望する人びと——』、晃洋書房。
- 熊谷晋一郎、2014年、「自立は、依存先を増やすこと 希望は、絶望を分かち合うこと」(インタビュー：鎌田晋明、編集：脇田真也)、『TOKYO人権』、第56号、東京都人権啓発センター。
- 真鍋里彩、2020年、「「自立」概念の歴史的変遷と現代的意義の検討」、『人間社会学研究集録』、第15号 pp. 167-188、大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科。
- Nedelsky Jennifer, 2011, *Law's Relations: A Relational Theory of Self, Autonomy, and Law*, Oxford University Press.
- Noddings Nel, 2002, *Starting at Home: Caring and Social Policy*, University of California Press.
- , 2015, “Care Ethics and “Caring” Organizations”, *Care Ethics and Political Theory* (Edited by Engster Daniel and Hamington Maurice), pp. 72-84, Oxford University Press.
- 岡野八代、2012年、『フェミニズムの政治学——ケアの倫理をグローバル社会へ』、みすず書房。
- Rogers Wendy, Mackenzie Catriona, and Dodds Susan, 2012, “Why Bioethics Needs a Concept of Vulnerability”, *The International Journal of Feminist Approaches to Bioethics*, Vol. 5 No. 2, University of Toronto Press.
- 定藤丈弘、1993年、「障害者福祉の基本的思想としての自立生活理念」、

『自立生活の思想と展望——福祉のまちづくりと新しい地域福祉の創造をめぐって』(編：定藤丈弘、岡本栄一、北野誠一)、pp. 2-21、ミネルヴァ書房。

Scully Jackie Leach, 2014, “Disability and Vulnerability: On Bodies, Dependence, and Power”, *Vulnerability: New Essays in Ethics and Feminist Philosophy* (Edited by Catriona Mackenzie, Wendy Rogers, and Susan Dodds), pp. 204-221, Oxford University Press.

立岩真也、1990年、「はやく・ゆっくり——自立生活運動の生成と展開」、『生の技法——家と施設を出て暮らす障害者の社会学』(著：安積純子、岡原正幸、尾中文哉、立岩真也)第3版(2012)、pp. 258-353、生活書院。

——、1999年、「自立」、『福祉社会事典』(編：庄司洋子、木下康仁、武川正吾、藤村正之)、pp. 520-521、弘文堂。

——、2008年、「自立支援」、『応用倫理学事典』(編：加藤尚武)、pp. 662-663、丸善出版。

Tronto Joan Claire, 2013, *Caring Democracy: Markets, Equality, and Justice*, New York University Press.

——、2015, *Who Cares? How to Reshape a Democratic Politics*, Cornell University Press.

山岸明子、1995年、『道徳性の発達に関する実証的・理論的研究』、風間書房。

(とみおか・かおる 慶應義塾大学大学院後期博士課程)

## Range of “Dependency” in the Ethics of Care: Beyond the Opposition of “Independence”

Kaoru TOMIOKA

Carol Gilligan, an advocate of the ethics of care in 1982, focuses on the concept of “dependency” in her argument. While the ethics of care is compatible with the concept of dependency, the range differs from one care ethicist to another. On the basis of this notion, after outlining Gilligan’s argument, I analyze the concept of dependency on the ethics of care and divide it into two categories. One category is considered in a narrow sense following Eva Feder Kittay and Martha Albertson Fineman’s theories. Simultaneously, the other is construed in a broad sense following Nel Noddings and Joan Tronto’s theories.

While both perspectives are essential to understanding the ethics of care, I examine the relationship between the concept of dependency and “independence,” because the idea of “independence” renders the state of dependency invisible or stigmatized. Finally, I conclude that we have to broaden the range of dependency at the beginning of any argument on the ethics of care to bust the myth of “independence.” In this study, I also consider two facts: 1) the ethics of care has not always recommended all forms of dependency, and 2) the concept of “independence” can sometimes be both a substantive pillar and an emotional one.